

広島県告示第二百七十一号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定によって、次の水位周知河川について浸水想定区域を指定する。

その浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示した図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室、河川企画整備室及び各河川区間担当地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 浸水想定区域を指定する水位周知河川

河川の名称		河川の区間		担当地域事務所建設局	
一級河川太田川水系指定区間安川	左岸	広島市安佐南区沼田町大字伴大原下橋から古川合流点まで		広島県広島地域事務所建設局	
	右岸	"			
一級河川太田川水系指定区間三篠川	左岸	安芸高田市向原町坂字岩倉山一九〇九番一七地先（出口橋）から広島市安佐北区狩留家町字黒王一〇二八番地先（県管理区間下流端）まで		"	
	右岸	安芸高田市向原町坂字出口四二二五番地先（出口橋）から広島市安佐北区狩留家町字六宗一〇一八番地先（県管理区間下流端）まで			
一級河川太田川水系指定区間根谷川	左岸	広島市安佐北区大林町字浜ヶ谷八一三番地先（中の谷川合流点）から広島市安佐北区可部町大字下町屋字土居四二六番の二地先（県管理区間下流端）まで		"	
	右岸	広島市安佐北区大林町字浜ヶ谷八三三番二地先（中の谷川合流点）から広島市安佐北区可部八丁目二二七〇番地先（県管理区間下流端）まで			
一級河川太田川水系指定区間水内川	左岸	広島市佐伯区湯来町大字多田月見橋から太田川合流点まで		"	
	右岸	"			
二級河川瀬野川水系瀬野川	左岸	広島市安芸区上瀬野町字五百田六四三番一地先から海まで		"	
	右岸	広島市安芸区上瀬野町字小田村四七四番一地先から海まで			
二級河川黒瀬川水系黒瀬川	左岸	東広島市西条町寺家字友松四七二六番一地先（友待橋）から呉市郷原町二級ダムまで		広島県東広島地域事務所建設局	
	右岸	東広島市西条町寺家字元川三八一八番二地先（友待橋）から呉市郷原町二級ダムまで			

二級河川賀茂川 水系賀茂川		広島県東広島地 域事務所建設局 竹原支局
右岸	左岸	
〃	竹原市仁賀町大字仁賀（仁賀ダムサイト）か ら海まで	

二 浸水想定区域の指定年月日

平成二十年三月二十一日